

2019 年 11 月 1 日 NO.287	京浜ユニオン ニュース	労働組合・京浜ユニオン 〒144-0033 東京都大田区西 蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 050-3410-6240 振込口座 中央労働金庫蒲田 支店 8655997 京浜ユニオン
------------------------------	----------------------------------	---

パワハラ訴えたら即、自宅待機させられ 団交申し入れたら難癖つけて拒否 おまけにスラップ訴訟で脅し！

Aさんは、横浜にあるA社に7月1日から9月30日までの派遣契約で、総務アシスタンスの仕事をしてきました。ところが、総務責任者Sからの度重なるパワハラに耐えかねて社長に指導を求めるメールを8月21日に送ったところ、次の日突然派遣元から「自宅待機」を指示されてしまいました。勇気を振り絞って社長にパワハラを訴えたことの報復としての解雇を、そのまま認めることはできません。決して泣き寝入りはしません。ご支援をよろしく願います。

第1の罪 苦情に対応しないのは法律違反！

労働者派遣法第40条(適正な派遣就業の確保等)では、派遣先は、苦情の申出を受けたときは、派遣元事業主との密接な連携の下、誠意をもって苦情の適切かつ迅速な処理を図らなければならないと決められています。にもかかわらず派遣先の総務責任者Sは「派遣元と面談するな」と苦情相談をしないことを強要してきました。一つ目の明らかな法律違反です。

第2の罪 パワハラを訴えたら自宅待機(解雇)！

上司のパワハラを訴えた次の日から事情も聞かずに自宅待機(解雇)とは酷すぎます。派遣先と派遣元には誠意のかけらもないのでしょうか。労働者派遣法第49条でも「派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならない」と定められています。二つ目の明らかな法律違反です。

第3の罪 団体交渉に応じないA社！

Aさんは、「あきらめたくない」「泣き寝入りはいやだ」と思い、以前所属していた組合をやめて京浜ユニオンに加入しました。早速団体交渉の申し入れを会社側にしたところ、「当社の交渉義務は消滅した」と交渉拒否の回答が届きました。しかし、「新たに京浜ユニオンとの交渉義務が発生した」わけですから、会社側は速やかに交渉に応じなければなりません。更に回答書の最後に「当社は現在A氏に対する訴訟の準備を進めております」とスラップ訴訟の脅しをしてきた。

10月25日、「抗議ならびに通告」文を送る！

会社と代理人弁護士に対し、「この二度にわたる団体交渉拒否に対し、私たちは労働組合に認められている団体行動権を行使する。質問があるなら、団体交渉の席で聞けばいいことで、話し合いの場をもたずに、あれこれ言う貴社の態度には全く誠意がない。10月30日までに、具体的な団体交渉の日時が決まらない時は抗議の行動に入ることを事前に通告する。」と通告文を送った。

対し、会社から「団交は拒否しておりません」と団体交渉に応じる回答書が送られた。11月上旬に第1回の団交が予定されている。

スーパーを解雇通告されたが、撤回できました感想文（Hさん寄稿）

今年の1月に会社から源泉徴収票をもらいました。そこには、もらっていない賞与として、夏が3000円。冬が4000円と書きこまれていました。しかし、私はもらっていません。店長にその事を伝えると、「会社に聞いてみる」と言いました。その3日後、お金をくれました。夏のボーナスを今ごろ送ってくるのはおかしいと思い、本社に行きました。「このお金を今送りましたか」と尋ねたら、「送っていない」と言われました。

その後店長に呼ばれ「あなたとは再契約できない」と言われた。

納得できないので、最初に区役所相談窓口について、無料弁護士相談を受けました。しかし、話にならなかったなので、次に労働基準局へいきました。労働局の人は「証拠がない。」あげくのはてに、訴えたことを理由に「あなたみたいな人は雇いたくないでしょうね」といわれてしまいました。

そこで、息子がネットで調べてユニオンに相談にいきました。

2回の交渉で、1年契約更新を社長に認めさせ、現在の店で引き続き働けることになりました。だけど本心でいうと、金銭解決がよかったと思いました。ユニオンさんには感謝しています。

残業隠しの「変形労働時間制」に怒りの声が止まらない！

—許すな働き方改悪！国会で廃案を勝ち取る闘いを—

10月18日、公立学校の教員の働き方をめぐって、1年単位で労働時間を調整する「変形労働時間制」の導入を可能にする法律の改正案が、閣議決定された。今国会で成立すれば、2021年4月より、地方公共団体の判断で「1年単位の変形労働時間制」が適用される。教職員給与特別措置法(給特法)改正案は、公立学校の教員に「変形労働時間制」を適用できるようにするもので、「変形労働時間制」とは忙しい時期の勤務時間を増やすかわりに、夏休み期間中などの勤務時間を減らし、1年単位で働く時間を調整するもの。仮に終業時間が17時だとすると、繁忙期は最大19時まで延長され、その分、閑散期は15時に退勤できたり、まとめて休んだりすることができる(法律上は・・・！)。

文部科学省は「4、6、10、11月の繁忙期の計13週について、勤務時間を週3時間増やし、その分、夏休み期間中の8月に5日間休むイメージだ。子育てや介護中の教員への配慮は大前提にしている」と言うが、実効性は疑わしい。

文科省調査ですら小学校教員の3割、中学校教員の6割が過労死ライン超えの長時間労働にあえぐなか、変形労働時間制によって「見かけの残業時間」は減るが、働く時間(仕事量)そのものは変わらない。抜本的解決にはつながらないことは明らかであり、長時間労働を是認し、残業を覆い隠すものでしかない。

今、学校現場からは、「変形労働時間制が導入されたら、教職を続けられない」という怒りと懸念の声が相次いでいる。

①「変形労働時間制が導入されたら、子育てとの両立は不可能。教師の仕事は辞めざるをえなくなります」(一般的に保育園の預かり時間は18時台まで。延長しても19時～19時半ごろのため、19時近くの退勤では迎えの時間に間に合わない。)

②「変形労働時間制は、閑散期に早く帰れるもしくは休みが取れるという前提があってこそ成り立つ。夏休みですら部活動で時間がつぶれる教員にはあり得ない制度」

③「教員に閑散期はありません。月ごとの勤務時間のデータを集めると、研修や部活の大会、行事の準備などに忙しく、夏休みも残業しています」

④「変形労働時間制って誰が賛成してるの？現場の声聞いた？平日は会議反省会研修等で定時上がりはできないし。そもそも今だって銀行や郵便局に行く時間すら取れてないのに19時？若手は校庭の線引き鍵開け遊具の安全確認で朝6時半には学校にいるのに。死ぬよ」

⑤「子育て世代は、定時で帰ることですら負い目を感じているのです。申し訳ないと思っています。それなのに、堂々と18時19時まで会議が入ったりしたらもう精神が持ち

ません。いじめられるかもしれない。辞めるしかないのです。こんなにも「子育て」の経験が生きる仕事なのに」

⑥「変形労働時間制が導入されたら、シングルマザーの私は、学童の迎えに行くため、毎日一時間年休をとらなくてはいけなくなるの？こどもが高学年になったら、私が家に帰れる8時位まで、娘はずっと1人で家にいなきゃいけないってこと？無理なんだけど...」

⑦「夫が亡くなったのは6月でした。教員の過労死は5月から7月に多く、夏休みにまとめて休めるといっても、そこまで持ちません」

JAL 争議の勝利解決めざして 京浜ユニオンは連帯して闘うことを誓う

10月25日、JAL争議の学習会が事務所で開かれ、ユニオンから9名が参加し、熱心に話を聞いた。原告団から小栗さんと斉藤さんに来ていただいた。話に先だち15分のビデオ「JAL原告団の軌跡」が上映された。続けて客室乗務員の小栗さんから、2010年12月31日の165名の指名解雇に至る経過と日航の放漫経営の実態が話された。

時間の都合で、質疑応答は交流会の席で行われた。参加者1人1人から、感想と質問がだされた。参加者の1人から「今日のご苦労様でした。とても良い会になりましたね。」とのメールが後でよせられた。この学習会で勉強した事をエネルギーに現在取り組まれている連続闘争を応援しよう。



雨中 300 名を越す仲間が上野デモを貫徹！！

10月18日、東部労組メロコマース支部と全労働者組合ユナイテッド闘争団共催で二つの闘争の勝利に向けて上野デモを御徒町公園から上野公園まで通行人、お店の人や、観光客の関心も引き、広くアピール行動が行われました。参加した各団体の組合旗が沢山上がり、先頭の横断幕には「日本の裁判所に物申す！労働者への差別を許さない！」と標語も掲げながら当該の力強いシュプレヒコールと訴えを替え歌で、また、この間のデモはサクソフォーンとチンドン楽器も威勢よく鳴らしながら街を練り歩く宣伝隊も加わり、賑やかに行われました。

メロコマースの闘いは、東京メロ駅売店の非正規職労働者で作る同支部は正社員との賃金や待遇の差別をなくすことを10年前の組合結成時から要求しています。2014年から裁判闘争も開始しましたが、今年2月に東京高裁は退職金の一部や住宅手当などの支払いを認めつつも大部分で差別を温存する不当判決を言い渡しました。

同支部は、最高裁に上告するとともに差別撤廃まで闘い続ける決意を固めています。

ユナイテッドの闘いは、2016年に全労に所属する客室乗務員のみが解雇されたことを受けてユナイテッド航空に対し不当解雇の撤回と現職復帰を求めています。ユナイテッド航空は史上最高の利益を上げ、羽田空港への乗り入れが認められ、さらに米国で乗務員を新規採用し続けるにもかかわらず、東京地裁は今年の3月に根拠がない会社の主張を全て採用し解雇を有効と判断しました。同分会は不当判決を覆すため高裁に控訴し東京地裁での判決の見直しを強く求めています。

ユナイテッド航空解雇裁判控訴審第2回を傍聴しよう！

東京高裁、12月23日(月)15時30分

11月のスケジュール

11月7日(木)例会	午後6:30	西蒲田事務所
11月18日(月)駅ビラ配布	午後5:30	JR 蒲田南口
11月21日(木)運営委員会	午後6:30	西蒲田事務所
11月24日(日)機関紙	午後3:00	西蒲田事務所
11月25日(月)機関紙	午後3:00	西蒲田事務所
11月26日(火)機関紙	午後3:00	西蒲田事務所

12月のスケジュール

12月5日(木)例会	午後6:30	西蒲田事務所
12月19日(木)運営委員会	午後6:30	西蒲田事務所



かわら版

Union

No.

2019年11月1日

11月の行動日程

3日(日) 憲法集会
14時～、国会正門前

10日(日) JAL 闘争羽田空港アピール大宣伝
12時～13時、羽田空港第一ターミナル到着階外通路

16日(土)午後3時～17日(日)午後2時 2019年岩国行動
岩国市民文化会館

生活と平和を破壊する基地はいらない！米軍基地はアジアから撤収せよ！植民地支配と侵略戦争への居直りは許さない！韓国民衆と連帯しよう！

20日(水) 『韓国は「敵」なのか?』南部集会
日韓関係を検証し未来を考えるシンポ 徹底討論(宋世一・内田雅敏・福島みずほ)
大田区産業プラザ PiO 4階コンベンションホール、開場:18時 開始18時30分

12月9日(月) JAL 本社大包围行動
18時30分～19時30分、りんかい線・モノレール(天王洲アイル駅5分)

◎11月のJAL本社連続座り込み行動 日程

1日(金)、6日(水)、7日(木)、8日(金)、11日(月)、15日(金)

18日(月)、22日(金)、25日(月)、27日(水)、29日(金)

場所:JAL 本社前 時間:12時～13時

※日帰り登山は台風災害のため今回は中止とし、来年また企画します。

地球温暖化阻止を！

人類は近代化の過程で、地球に対し、さまざまな環境問題をおこしています。このままこの環境の危機を放置しておくと、いずれ地球は住めない星となってしまいます。私たちが住んでいる地球は私たちだけではなく将来・未来の子どもたちへ安心して暮らせる環境を残していかなければなりません。

気候行動サミット

スウェーデンで毎週金曜日に学校を休んで、地球温暖化対策を求める座り込みを続けてきた環境活動家グreta・トゥンベリさん(16歳)の訴え「人々が苦しみ、死んでいる。生態系全体が破壊され、絶滅の始まりに直面している。それなのに、あなたたちはお金や永遠の経済成長という信じられない話ばかり。よくも、そんなことができますね」「あなたたちは目を背け続け、目に見える何の政策も解決策もなく、よくもここに来られたものですね」「若者はあなたたちの裏切りに気づき始めています」「あなたたちは私たちを見捨てようとしているのです」「世界は目を覚ましつつあり、変わろうとしています」

サミットを控えた20日、若者ら400万人が世界各地で気候変動対策を求めるデモに加わった。

気温の上昇

日本でも最高気温が41°Cを超え、熱中症で死亡する人が20年で7倍に増えている現実を知れば、地球温暖化が進んでいる事実を受け入れずにはいられません。その他にも、南極や北極の氷が溶けたり、海面の水位が高くなったりというデータを見れば、地球温暖化の事実をくつがえすことはできないでしょう。

まず、日本の気温自体は平均的に上がってきています。気象庁のデータによれば、100年間で1.21°Cの上昇という数値が出ています。しかし、実際は都市部のヒートアイランド現象も影響しており、東京では3.2°C上昇、大阪でも2.7°C上昇と、体感温度的にはもっと大きくなっています。1970~1990年の間では日中35°Cを超える日は、多くても2、3日程度でした。しかし、1990年以降になると猛暑日の観測が急激に増えていることがわかります。30年前までは1年に1日あるかないかくらいだった猛暑日が、現在では珍しくなくなってきています。

1990年頃は熱中症で亡くなる人数は多くても150人程度でしたが、2007年は1000人近くと、およそ7倍にまで膨れ上がっています。2015年にはインド各地で続いた熱波により、500人以上が死亡しました。

そして今年

気温が上昇すれば、大地は乾燥し砂漠化が進みます。先日アフリカゾウが150数頭餓死しました。食べる草と水が無くなったのです。やがて草食動物が数を減らし、それを食べる肉食動物も餓死することになります。海の生態系でも、サンゴが死滅し、そこを住処にする生物が数を減らし、それらを捕食する大型の魚類もダメージをうけます。

平均気温の上昇により、蒸発する水の量が増え、降水量が増え、豪雨や竜巻が増えます。今年多発した巨大台風による停電と多量の降雨量による河川の氾濫は一步一步危機が近づいていることを私たちに強く突き付けています。(渡辺)

労働と貧困 2019 年 9 月（出所は朝日新聞と読売新聞）

8 月 31 日 ブータンから来日する留学生がアルバイト先で長時間労働に陥ることなどを防ごうと日本で働くブータン人らが 9 月 1 日に「国際ブータン人労働組合」を結成する。労組の中心メンバーらが松山市で記者会見し明らかにした。

6 日 外国人の技能実習制度をめぐり、法務省出入国在留管理庁と厚労省は技能実習適正化法に違反したとして、日立製作所に改善命令を出したと発表した。関係者によると、フィリピン人 43 人の実習に違反があり、平均すると、国の基準で必須とされた業務時間の 2 割ほどしかさせていなかった。

10 日 芸能界やメディアなどの業界で企業に所属せず、フリーランスの立場で働く人の 61.6%がパワハラ被害に、36.6%がセクハラ被害に遭っているとの調査結果を、協同組合「日本俳優連合」など 3 団体が発表した。

16 日 総務省発表の人口推計によると 65 歳以上の高齢者の人口が推計で前年比 32 万人増の 3588 万人、総人口中の割合が 28.4%で共に過去最高。昨年の高齢者の就業者数は 15 年連続増加の 862 万人で就業者総数に占める割合も 12.9%と過去最高。

18 日 職場でのパワハラを防ぐための指針作りの議論が厚労省労働政策審議会の分科会で始まった。年末をめどに企業に求める具体策を盛り込んだ指針をまとめる。使用者側委員は企業に所属せずに働くフリーランスへのパワハラを指針の対象に含めることには慎重な姿勢を示し、含めるべきだとする労働者側委員と対立した。

20 日 政府は社会保障制度改革の司令塔となる「全世代型社会保障検討会議」の初会合を首相官邸で開いた。少子高齢化が進展しても年金や医療、介護の制度を持続できるよう改革を検討し、年内に中間報告、来夏までに最終報告をまとめる。

27 日 外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理・難民認定法が 4 月 1 日に施行されてからまもなく半年となる。新たな在留資格「特定技能」には今月 13 日現在、1283 人の外国人から申請があり、271 人が資格を得たが、今年度の受け入れ見込み数最大 4 万 7550 人のわずか 0.5%にとどまる。

10 月 1 日 厚生労働省が発表した 8 月の有効求人倍率は 1.59 倍、総務省が同日に発表した 8 月の完全失業率は 2.2%で、いずれも前月と同じ水準だった。